

「保険薬局における済生会宇都宮病院の院外処方箋疑義照会に関する運用規程」

分類	対応	FAX 送信
形式的疑義照会	<p>残薬を確認した場合の対応指示に従って疑義照会を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 疑義照会したうえで調剤にチェックがある場合 次回診察予約日までの日数より 14 日以上の残薬がある場合のみ、疑義照会を行って下さい。日数短縮の指示があった場合には、その結果を FAX 送信して下さい。 ◆ 情報提供にチェックがある場合 疑義照会は不要です。次回診察予約日までの日数より 14 日以上の残薬を確認できた場合のみ、FAX 送信して下さい。 ◆ 対応指示のどちらにもチェックがない場合 患者さんが残薬ある旨処方医に申し出ている場合には、疑義照会を行って下さい。また、14 日以上の残薬が確認でき患者さんが日数調整を希望している場合には、情報提供にチェックがある場合と同様に FAX 送信して下さい。 <p>※FAX 送信による報告には、残薬の状況やその理由及びアドヒアランス上の問題点などを記載して下さい。</p>	必要
	<p>下記の要件を満たす場合のみ疑義照会をして下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 患者及び家族等からの希望があり、服薬に関する理解度が低い(飲み残し、飲み忘れ、過量内服、PTP 誤飲等の訴えがある場合など) ◆ 患者さんに服用方法、患者負担額について説明し同意を得ている <p>※患者等からの希望に変更がなければ、次回以降の疑義照会は不要です。</p>	不要
	<p>内服薬の別含量規格が販売されている場合の規格変更や外用薬の容量規格の変更に関しては、下記の要件を満たす場合のみ疑義照会して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全性、利便性の向上のための変更である(半錠処方の小規格への変更・服用数減少のための大規格への変更) ◆ 飲み方、安定性、価格等を患者等へ説明し同意を得ている <p>※採用薬以外の薬剤へ処方変更は出来ないため、次回以降の疑義照会は不要です。前回と同様に調剤して下さい。</p>	必要 (変更の都度)

「保険薬局における済生会宇都宮病院の院外処方箋疑義照会に関する運用規程」

分類	対応	FAX 送信	
形式的疑義照会	湿布用法用量	1 回枚数又は日数及び 70 枚以上処方時の理由コメントが記載されていない場合は、疑義照会して下さい。	不要
	追加・削除 投与日数	患者さんからの申し出や薬歴確認による薬剤の追加・削除および投与日数(残薬調整以外)の変更に関しては、疑義照会して下さい。	
	剤形変更	通常は変更不可です。ただし、粉碎指示等での錠剤から散剤等への剤形変更については、疑義照会により変更可能です。 ※次回以降は疑義照会不要です。前回と同様の調剤をお願いします。	必要 (変更の都度)
	後発品変更	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 後発変更不可の記載のない薬剤(後発品も含む)の後発品への変更は、患者同意の下、疑義照会なしで調剤して下さい。 ◆ 後発医薬品に対する変更不可理由の記載漏れについては、疑義照会して下さい。 ◆ 後発品変更の際の剤形変更については、厚労省疑義解釈により可能とされている場合以外は原則変更不可ですが、特別な理由がある場合は疑義照会して下さい。 ※上記の場合、次回以降の疑義照会は不要です。	後発品変更初回及びその後の変更時のみ必要 (前回と同じ場合は不要)
	統一名収載医薬品の変更	薬価基準収載の統一名収載医薬品(一般名収載)については、他の統一名収載医薬品に疑義照会なしで変更可能です。	必要 (前回と同じ場合は不要)
	処方箋の有効期限切れ	原則、期限切れ処方箋は無効となります。患者さんには、再度当院に来院し、受診受付を行って処方箋発行の手続きをして頂くこととなります。再発行は、全額自己負担となります。	不要
	薬学的疑義照会	用法用量	適宜疑義照会して下さい。
相互作用			
重複			
併用禁忌			
禁忌症			
慎重投与			
薬歴確認			
副作用関係			
その他	「診察室で●●を出すと言われたが処方されていない」などの患者さんからの申し出があった場合は、疑義照会してください。	不要	